

令和5年度 第4回 松戸市介護保険運営協議会

# 指定介護予防支援事業者の対象拡大等について

# 1. 介護保険法の規定（指定介護予防支援事業者・令和6年4月1日施行分）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第七十八条の二

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定介護予防支援事業者の指定）

第百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下省略）

4 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。



国の例示

地域密着型サービス運営委員会 等  
（既存の介護保険事業計画作成委員会、地域包括支援センター運営協議会等を活用して差し支えない）

松戸市においては松戸市介護保険運営協議会



国の例示

令和6年2月7日現在、見当たらないが地域密着型サービスに係る法律記載の趣旨から、介護保険運営協議会等において、あらかじめ、検討が必要と解することができる

## 2.今後の指定の方向性について

### 1 現在の状況

介護保険法や基準、介護報酬について、現時点で明らかになっていることだけでは具体的な内容が不明

### 2 指定の時期等

- 法の趣旨に則り、令和6年5月に開催を予定している松戸市介護保険運営協議会にて、質の担保を含め手続きを提示
- 地域密着型サービスの指定同様に、松戸市介護保険運営協議会の年間予定を示し事業者の指定申請後協議を経て、指定を行うこととしたい